

きららの訪問教育について

訪問教育は、通学することが困難な場合に、本人・保護者様と十分に相談をしたうえで、それぞれの家庭に教員が訪問して授業を行うことであり、本校では平成22年度から始めました。

訪問教育の児童生徒（以下、「訪問生」という。）は、学部のグループに所属します。スクーリングの際には、そのグループを基本として授業を行います。

1 目標

- (1) 生活リズムを整え、健康の保持増進を図る。
- (2) 人と関わる力を育て、自分を豊かに表現する力を養う。
- (3) 周りへの興味関心を高め、生活経験の幅を広げる。

2 具体的な内容について

(1) 授業について

- ・訪問授業時は、保護者様の在宅が必要となります。
- ・スクーリング時は、付き添いをお願いします。

(2) 授業日の設定

- ・週当たりの授業時数は、6時間(週3日、1日2コマ)です。スクーリングはその日数・曜日の範囲内で行います。曜日と時間帯は保護者様と相談して決定し、1年間固定して実施します。
- ・その週で一度も授業が実施できなかった場合は、1日分を振り替えます（日は相談して決定します。）
- ・担当する教員が、学校の事情により授業日に訪問できないときは、他の訪問を担当する教員もしくは所属するグループの教員が代わって授業を行います。できない場合は振替をします。
- ・風邪などの体調不良は病欠、家庭の事情などによる欠席は事故欠、学校保健安全法で定められた感染症による欠席は出席停止（出席停止は欠席日数にカウントされません）です。
- ・行事等で土、日曜日が授業日になった場合は、代休日は休みとし、授業は行いません。

(3) 行事・儀式への参加

- ・授業参観、きららまつりなどの学校行事や、修学旅行、宿泊学習などの学部行事については、参加する方向で相談をさせていただきます。校外学習には、付き添いをお願いします。
- ・訪問生が入学式や卒業式の対象学年である場合は、式へ参加する方向で相談をさせていただきます。また、参加が難しい場合は、校長が担任とともに別日に訪問し、自宅で式を行います。

(4) 健康診断と体調管理

- ・学校でのプール入水を希望される場合は、健康状態を把握し、安全に実施するために、眼科検診・耳鼻科検診・内科検診・心電図（小1・小4・中1・高1）を受診してください。受診が難しい場合はご相談下さい。
- ・歯科検診と尿検査はプール入水のための必須項目ではありませんが、健康管理の一環として実施をお勧めします。

(5) 感染症等への対応

【訪問生の家庭で、感染症等が出た場合】

- ・本人が感染した場合： 病欠または出席停止とします。
- ・家族が感染した場合： 必ず学校に連絡をしてください。ご家庭の状況を踏まえ、相談のうえ対応を決定します。訪問授業を中止する場合は授業を振り替えます。振替を希望されない場合は、家事都合による欠席とします。

(6) 緊急時の対応

- ・訪問授業、スクーリング、校外学習時での発作を含む緊急対応は、教員もお手伝いさせていただきますが、保護者様が主となり対応をお願いします。